国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）	国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）
政治・国際	行政
一　第三条第二項第一号に定める官職のうち、主として政治学及び国際関係に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	一　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として政治学、法律、経済、心理学、教育学及び社会学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
法律	電気・電子・情報
二　第三条第二項第一号に定める官職のうち、主として法律に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	二　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として電気、電子、通信及び情報工学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
経済	機械
三　第三条第二項第一号に定める官職のうち、主として経済に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	三　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
人間科学	土木
四　国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第二号に掲げる官職と同一の官職	四　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
工学	建築
五　国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第三号に掲げる官職と同一の官職	五　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
数理科学・物理科学	教養
六　国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第四号に掲げる官職と同一の官職	十一　第三条第二項第一号に定める官職のうち、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項各号に掲げる官職及び前各号に掲げる官職を除く全ての官職
化学・生物・薬学	森林・自然環境
七　国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第五号に掲げる官職と同一の官職	十　国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第八号に掲げる官職と同一の官職
農業科学・水産	農業農村工学
八　国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第六号に掲げる官職と同一の官職	九　国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第七号に掲げる官職と同一の官職

国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験）（係員級）	法務省専門職員（人間科学）採用試験
物理	矯正心理専門職A
六　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として物理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	一　第三条第二項第三号ロ(1)に掲げる官職のうち、主として少年の資質の鑑別及び刑事施設における男子の被収容者の資質の調査に関する業務に従事することを職務とする官職
化学	矯正心理専門職B
七　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	二　第三条第三号ロ(1)に掲げる官職のうち、主として少年鑑別所における女子の被収容者の資質の調査に関する業務に従事することを職務とする官職
農学	法務教官A
八　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として農学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	三　第三条第二項第三号ロ(2)に掲げる官職のうち、主として少年院における男子の被収容者の矯正教育、少年鑑別所における少年の観護並びに刑事施設における男子の被収容者の改善指導及び教科指導に関する業務に従事することを職務とする官職
農業農村工学	法務教官A（社会人）
九　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として農業農村工学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	
林学	
十　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として林学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	
事務	
一　第三条第二項第二号に定める官職のうち、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項各号に掲げる官職及び次号から第五号までに掲げる官職を除く全ての官職	
技術	
二　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として電気、電子、情報処理、機械、土木及び建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	
農業	
三　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	
農業土木	
四　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	
林業	
五　第三条第二項第二号に定める官職のうち、主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職	